



# 東光監査法人

## TOKOニュースレター

Vol. 49/2014年11月号

発行日：2014年11月26日

師走の時期まであと少しにもかかわらず、国会では衆議院の解散総選挙が決定しました。アベノミクスの今までの成果を国民に問い、今後も引き続き安倍自民党に日本経済の運命を託すかを占う大切な選挙となるかもしれません。忙しいかもしれませんが、投票に行きましょう！！

### I. 最新情報（2014年10月1日～2014年10月31日）

#### 1. 一般会計（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2014年10 月1日	意見	ディスカッション・ペーパー「のれんはなお償却しなくてよいかーのれんの会計処理及び開示」に対する意見について	平成26年7月22日に企業会計基準委員会（ASBJ）、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）及びイタリアの会計基準設定主体（OIC）からディスカッション・ペーパー「のれんはなお償却しなくてよいかーのれんの会計処理及び開示」が公表され、広く意見が求められました。  日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、このディスカッション・ペーパーに対する意見を取りまとめ、平成26年9月30日付けで企業会計基準委員会に提出いたしましたのでお知らせします。	—
2014年10 月14日	意見	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正（案）」に対する意見について	平成26年9月12日に金融庁から「「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正（案）」が公表され、広く意見が求められました。  日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、この公開草案に対する意見を取りまとめ、平成26年10月14日付けで金融庁に提出いたしましたのでお知らせします。	—

## 2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

## 3. 学校法人会計（学校法人委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2014年10 月24日	委員 会報 告	学校会計委員会報 告第22号「補助 活動事業に関する 会計処理及び表示 並びに監査上の取 扱いについて」の 改正について	<p>日本公認会計士協会（学校法人委員会）は、平成26年9月30日の常務理事会の承認を受けて、「学校会計委員会報告第22号「補助活動事業に関する会計処理及び表示並びに監査上の取扱いについて」の改正について」を同日付けで公表しましたので、お知らせいたします。</p> <p>文部科学省から平成25年9月2日付けで「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」等が発出されたことを受け、日本公認会計士協会では、平成26年1月14日付けで学校法人委員会実務指針第45号「「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」に関する実務指針」を公表いたしました。</p> <p>今般の改正は、上記の学校法人会計基準の一部改正、通知及び学校法人委員会実務指針第45号の公表に伴う、学校会計委員会報告第22号「補助活動事業に関する会計処理及び表示並びに監査上の取扱いについて」の用語の修正であるため、公開草案の手続を経ずに公表するものです。なお、本改正は、平成28年3月31日をもって終了する会計年度に係る監査から（知事所轄法人については平成29年3月31日をもって終了する会計年度に係る監査から）適用することとしています。</p> <p>また、「日本公認会計士協会が公表する実務指針等の公表物の体系及び名称について」（平成26年3月31日付け公表。次のURLを参照）により、本委員会報告は、態様の区分の名称を「実務指針」に変更するとともに適用を設けることといたしました。</p>	平成28年3 月31日をも って終了す る会計年度に 係る監査から （知事所轄法 人については 平成29年3 月31日をも って終了する 会計年度に係 る監査から） 適用

## 4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

特になし

## 5. IT 関係（IT 委員会）

特になし

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

## Ⅱ. 連絡広場

### ワンポイントメッセージ

#### <厚生年金基金について>

上場会社をはじめ大多数の会社は、企業年金の1つとして厚生年金基金制度を活用していると思います。しかし、平成26年の4月から施行された改正厚生年金保険法では、代行部分を返上し他の企業年金への移行や財政状態が悪化して事業継続が困難になった基金については解散を促進する内容となっています。

新聞報道によれば、サラリーマンが入る厚生年金基金のうち74基金が平成26年度から平成27年度にかけて、深刻な積立金不足の基金に適用される「特例解散」をする方向で調整していることが厚生労働省の内部資料でも分かっています。

このような新聞報道を目にする度、外部からの情報に過度に煽られ、適切な判断が出来なくなる環境下に我々は置かれていると度々感じています。今回は、厚生年金基金に関して落ち着いた判断と適切かつ適時な開示及び会計処理ができるように、厚生年金基金制度の基本的な仕組みを再度確認したいと思います。

#### 1.厚生年金基金制度の仕組み

厚生年金基金制度は昭和40年に厚生年金保険法の一部改正に伴い創設されました（施行は昭和41年）。厚生年金基金という公法人を設立し、厚生年金の一部を国に代わって給付する（代行部分）と同時に基金独自の上乗せ給付を行います。

##### （1）代行部分

国の老齢厚生年金のうち厚生年金基金が給付する報酬比例部分を指します。事業主と従業員が国に納める保険料のうち代行を行なうために必要な保険料は、国への納付が免除され基金に支払われます（免除保険料）。

##### （2）最低責任準備金

代行給付を行うために保有すべき額（債務）のことです。解散あるいは代行返上の際には、この最低責任準備金を国に返還する必要があります。

##### （3）代行返上

代行部分の権利義務を厚生労働大臣の認可を受け、国に返上することです。平成14年4月の確定給付企業年金法の施行により代行返上が可能となりました。厚生労働省の認可を受けることにより、厚生年金基金は最低責任準備金を国に返還し、代行部分の給付義務を免れることとなります。

#### 2.設立形態

厚生年金基金の設立形態は、総合設立、単独設立、連合設立の3つがあります。

### (1) 総合設立

同業種、同地域などの複数の企業が集まって制度を設立します。同業種の場合、全国単位の基金のほか、県単位の組織形態もあります。単独・連合設立の基金の多くが代行返上によって確定給付企業年金に移行しており、現在は厚生年金基金の多くは総合設立となっています。

### (2) 単独・連合設立

単独設立は単独の企業で基金を設立します。連合設立は資本関係または人的関係のある複数の企業（親会社と子会社の他、子会社同士のケースもある）が共同で設立します。

## 3. 厚生年金基金の組織

厚生年金基金の組織は代議員会、理事会で構成され、実際の事業を運営する事務局（常務理事、事務長、職員）があります。

### (1) 代議員会

厚生年金基金の意思決定機関であり、株式会社で言えば株主総会に相当します。代議員は事業主から選定される「選定代議員」と加入員において互選される「互選代議員」で構成されます。代議員会では、規約の変更、毎事業年度の予算及び決算が議決されます。

### (2) 理事会

基本的な業務の意思決定を行う執行機関です。代議員の中から選定又は互選された理事から構成され、うち1人が理事長となります。

### (3) 監事

基金の業務運営が健全に行なわれているかをモニタリングします。選定代議員と互選代議員から各1名選出された監事が監査を担当します。

以上

#### 【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703